

平成19年告示第225号
改正：平成20年告示第226号
改正：平成20年告示第276号

富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行にあたり、共通で適用する事項を次のとおり定める。

1 入札参加資格

- (1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のすべての要件を満たす者とする。
平成21・22年度富士見市競争入札参加資格名簿に登録されている者
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
告示から落札を決定するまでの期間に、富士見市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていない者
建設工事等ごとに定める入札参加資格を満たしている者
- (2) 事業所の所在地とは、平成21・22年度富士見市競争入札参加資格名簿に登録されている所在地をいう。
- (3) 本店とは、当該本店に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。
- (4) 本支店等とは、本店及び支店、営業所を含むもので、かつ、当該本支店等に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く者をいう。
- (5) 経営規模等評価結果通知書とは、平成21・22年度富士見市競争入札参加資格申請において提出された経営規模等評価結果通知書をいう。
- (6) 埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札であるため、電子入札システムに利用者登録を行った者であること。なお、入札に参加するに当たっては、建設工事等ごとに定める期間に、電子入札システムにおいてダイレクト入札参加申請書（PDFファイル形式）を添付して送信すること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者として通知し、落札を保留する。この場合において、最低制限価格を定めている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、競争入札参加資格確認申請として、落札候補者決定の通知をし

た日の翌日（富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その翌日）の午後4時までにダイレクト入札参加資格確認資料を総合政策部管財課に提出しなければならない。

3 落札の決定

- (1) 落札候補者に対する落札の決定は、2（3）に定める書類により入札参加資格の有無について、確認をし、入札参加資格が無いと決定した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とし、新たな落札候補者を決定する。
- (2) 2の規定は、新たな落札候補者の決定について準用する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格を有すると決定した日をもって、当該落札候補者を落札者とし、速やかに電子入札システムにより入札に参加した者（当該落札者を含む。）に落札者決定通知書を通知する。

4 設計図書等

建設工事等ごとに定める方法により閲覧又は貸出を行う。

5 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関して質問がある場合は、建設工事等ごとに定める受付期間内に、質問書をシステムにより提出すること。質問に対する回答は、建設工事等ごとに定める日時に電子入札システム上で掲示する。

6 入開札の執行

- (1) 入札書提出（入力）期間
建設工事等ごとに定める。（電子入札システム稼働時間に留意すること。）
- (2) 開札日時
建設工事等ごとに定める。

7 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に入力（記載）された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力（記載）すること。
- (2) 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。
- (3) 初度入札に参加する者の数が1のときは、入札を執行しない。
- (4) 現場説明会は開催しない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者のした入札
- (3) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (4) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (5) その他建設工事等ごとの告示に示す事項に違反した者がした入札

9 入札保証金の納付

免除

10 契約保証金

建設工事等ごとに定める。

11 支払条件

- (1) 前金払

富士見市公共工事前金払取扱要綱の規定に基づくものとする。

- (2) 部分払

無し

12 その他

この告示に定めるもののほかは、富士見市公共工事等電子入札運用基準及び富士見市建設工事等ダイレクト入札試行要綱に基づきより行う。なお、富士見市公共工事等電子入札運用基準、富士見市建設工事等ダイレクト入札試行要綱及び契約条項等については、市ホームページの入札・契約情報に掲載する。

(<http://www.city.fujimi.saitama.jp>)

13 問合せ

富士見市役所総合政策部管財課

049 - 251 - 2711 (内線512)

ダイヤルイン049 - 252 - 7130